
学校施設開放《校庭》の利用について

観光スポーツ部スポーツ振興課

1 趣 旨

千歳市立学校の施設の開放に関する規則（平成4年9月1日教育委員会規則第9号）の規定に基づき、学校施設（校庭）を学校教育に支障のない範囲で、一般市民等のスポーツのために開放する。

2 利用対象

監督者（責任者）の成人を含めて10名以上で、千歳市に在住、在勤もしくは在学する者で構成し、営利を目的としていない団体。

なお、利用を希望する団体は、予め団体申込票（校庭・体育館及び武道場共通）を提出してください。変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。

3 利用申込み

定期利用優先団体は、利用希望日の前月の10日8時45分～15日17時15分の抽選申込期間に千歳市公共施設予約サービスにて抽選申込をしてください。

16日以降は先着順となります。

追加利用をする際は、利用する日の開庁日（時間内）1週間前までに千歳市公共施設予約サービスにて予約申込をしてください。

※学校施設の利用は有料となっております。詳細につきましては、別紙「学校施設開放事業に係る使用料について」をご参照ください。

4 利用の取消及び変更について

利用を取消する際は、必ず利用学校に電話した上で、千歳市公共施設予約サービスで予約申込取消申請をしてください。

3日前の開庁日（時間内）までに利用取消申請すると、使用料の5割を還付します。

過度な使用取消又は変更は、学校及び他の団体の利用に支障が生じますので、申請前に利用内容の確認をお願いします。

「仮予約」は禁止です。取消回数が多い団体は、使用禁止させていただきますので、御注意ください。

利用日時変更の際は、スポーツ振興課スポーツ振興係まで御連絡ください。

5 開放日時及び開放学校

(1)開放期間 5月から10月末までの期間で学校教育に支障のない日

(2)開放時間

月～金（学校の休業日を除く） 5時から7時まで、17時から19時まで

土、日、祝日を含む学校の休業日 5時から19時まで

(3)開放学校

市内小中学校（東小学校、北進小中学校を除く）

千歳小学校、北栄小学校、末広小学校、緑小学校、千歳第二小学校、支笏湖小学校、日の出小学校、信濃小学校、高台小学校、祝梅小学校、桜木小学校、向陽台小学校、北陽小学校、泉沢小学校、みどり台小学校

千歳中学校、青葉中学校、東千歳中学校、富丘中学校、北斗中学校

向陽台中学校、勇舞中学校、駒里小中学校

(4) 注意事項

- ① 1 回の使用は2時間以内を基本とします。ただし、他の団体の利用希望がないときは2 時間を超えて許可する場合があります。
- ② 朝野球で利用できる学校は、千歳中学校、富丘中学校、勇舞中学校となっています。
- ③ 土曜日の 9 時から 13 時までは開放校区内の児童・生徒・生徒の保護者及び地域の団体のための地域開放で、これらの団体の利用が優先されます。

6 利用上の注意事項

- (1) 校庭は、市民等のスポーツのために開放しています。
遊び場ではありませんので趣旨を理解した上での利用をお願いいたします。
- (2) 利用後の整理整頓及び清掃は利用者が行ってください。
- (3) 利用時間を守り、終了後は施設周辺において「大声や話し声、クラクション」等が近隣住民の迷惑にならないよう十分注意し、すみやかに退校（帰宅）してください。
- (3) ボールを使用する際は、近隣の住宅への飛び出しが無いよう十分注意してください。
- (4) 施設や器具等を損傷、滅失した際は、必ず学校及びスポーツ振興課に報告してください。
原則として、利用団体に弁償していただきます。
- (5) 校庭及び学校敷地内での喫煙、飲食は禁止します。（水やスポーツ飲料は除く）
- (6) ゴミは各自で持ち帰ってください。
- (7) 利用許可以外の場所に立ち入らないでください。
- (8) 自動車を駐車する場合及び早朝校庭を利用する場合は、近隣住民の迷惑にならないよう十分注意してください。
- (9) 校庭への車の乗り入れは固く禁止します。
- (10) 貴重品等は車内に置かないなど、盗難事故や車上荒しには、十分注意してください。
- (11) 利用団体は、団体の責任においてスポーツ傷害保険等に参加してください。
- (12) 各団体で救急箱等の用意をし、事故等があった場合は必ず、学校及びスポーツ振興課へ連絡してください。
- (13) エネルギー消費削減のため、節水に心がけてください。

7 利用の取消し

- (1) 学校施設利用申請書の内容と利用の実態が著しく異なるとき。
- (2) 施設や器具等を損傷、破損または滅失し、管理指導員、学校及びスポーツ振興課に報告しなかったとき。
- (3) 別の団体に利用権を譲渡、転貸しをしたとき。
- (4) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (5) 過度な利用取消・変更が繰り返されるとき。

問合せ先：千歳市スポーツ振興課

電 話： 0123-24-0855（令和8年4月以降は0123-24-3120）

E-mail：sportsshinko@city.chitose.lg.jp